

災害で住宅が被害を受けた時は

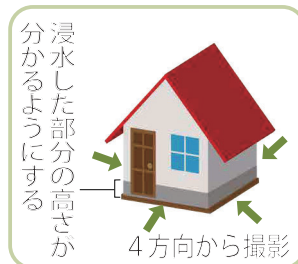
修理などを行う前に被害状況を撮影しましょう

災害などで住宅に被害があった場合、国などからの支援を受けるためには住家被害認定調査が必要です。この調査をスムーズに行うため、内閣府では片付けや修理を行う前に被害状況を写真で撮影することを奨励しています。被害状況が確認できる写真があると、リ災証明書を取得する時や、保険会社に損害保険の請求をする場合にも役立ちます。

撮影の注意点

写真は住宅の外観と内部の両方が必要です。被害を受けた場所は全て撮影しましょう。

〈外観を撮影する場合〉



●カメラやスマートフォンなどを使い、住宅を4方向から撮影する

●浸水した場合、浸水した部分の高さが分かるようにする
*メジャーなどを当てて、全体が分かる写真と目盛りが読み取れるように寄った写真を

撮ると、被害の大きさが分かりやすくなります。

〈内部を撮影する場合〉

部屋ごとに、全体が分かる写真と被害を受けた部分の寄りの写真を撮る

問合せ 税務課（内線3725）

*詳しくはこちら
をご覧ください



北広島市職員募集

採用予定日

令和3年4月1日

試験区分 保育士

採用予定人数 若干名

試験日程・会場

申込期限

9月23日
(必着)

		日程	会場
1次試験	筆記	9月7日(月)~10月8日(木)の間の1日	全国のSPIテストセンター
	面接	10月下旬(予定)	*詳細は対象者にお知らせします。
2次試験		12月中旬(予定)	

*筆記試験の合格者は、作文の提出があります。

申込み 市ホームページ「市役所で案内→職員・委員等募集→正職員」か右の二次元コードからアクセス。専用フォームに必要事項を入力し送信。



*試験案内は市役所総合案内と西部・大曲・西の里出張所、エルフィンパーク、夢プラザで配布しています。

*詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ 職員採用委員会（職員課内・内線3305）



正しく知ろう柔道整復師（整骨・接骨院）のかかり方

柔道整復師の施術では、国民健康保険の使える範囲が限られているので注意してください。

柔道整復師にかかる際の注意

①負傷原因を正確に伝えましょう
どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。外傷性の負傷でない場合や、負傷の原因が労働・通勤災害の場合は、原則として保険証は使えません。



②療養費支給申請書の内容を確認してから、委任欄に署名しましょう

負傷名や施術内容、回数、支払った金額などを確認しましょう。利用者の署名か押印がある場合だけ、国民健康保険から療養費が支払われます。

③領収証は必ず受け取りましょう



領収証を保管しておき、市から照会文書や医療費通知が届いたら、実際に支払った額と確認してください。

金額などに相違があった場合は、必ず連絡してください。

国保の保険証が使える場合

- 打撲、捻挫、肉離れなど
- 応急処置で行う骨折・不全骨折・脱臼の施術
- 医師の同意のある骨折・不全骨折・脱臼の施術
- 負傷原因がはっきりしている筋違い、ぎっくり腰など

国保の保険証が使えない場合(全額自己負担)

- 慢性的な肩こりや筋肉疲労
- スポーツによる筋肉疲労
- 神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなどが原因の痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 病院、診療所などで現在、治療中の負傷
- 労災保険が適用される仕事や通勤途上の負傷



市では、療養費支給申請書の内容(施術内容)を確認するため、被保険者に照会文書を送付する場合があります。照会があった場合は、回答書の提出をお願いします。

問合せ 保険年金課（内線2112）